

# 不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 関係政令の整備に関する省令案について

平成 31 年 2 月 12 日  
特 許 庁

## I. 省令案の趣旨

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）その他の関係省令について所要の改正を行う。

## II. 省令案の概要

### 1. 特許法新第 109 条の 2 及び新第 195 条の 2 の 2 に係る規定の整備

改正法により、特許料等の一般的な減免規定として特許法第 109 条の 2 及び第 195 条の 2 の 2 を新設したことに伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 31 年政令第 2 号。以下「整備政令」という。）によって特許法施行令（昭和 35 年政令第 16 号）及び特許法等関係手数料令（昭和 35 年政令第 20 号。以下「手数料令」という。）を改正し、減免対象者や減免申請手続を規定した。

これを受け、特許法施行規則について所要の改正を行う。

#### (1) 減免申請書の様式及び添付書面（特許法施行規則第 72 条から新第 74 条の 2 まで）

減免申請書の様式について必要な改正を行うとともに、申請人が減免対象者に該当する者であることを証する書面として添付しなければならない書面を規定する。

#### (2) 減免申請書の提出時期（特許法施行規則第 72 条新第 2 項及び第 73 条新第 2 項）

減免申請書は、特許料納付書又は審査請求料減免申請書の提出と同時に提出しなければならない旨を規定する。

### 2. 手続特例法新第 15 条の 3 に係る規定の整備

改正法により、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成 2 年法律第 30 号。以下「手続特例法」という。）第 15 条の 3 を新設し、指定立替納付者（クレジットカード会社）による特許料等の納付制度を導入した。その際、必要事項は経済産業省令で定めることとしていたことから、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成 2 年通商産業省令第 41 号。以下「手続特例法施行規則」という。）について所要の改正を

行う。

#### (1) 指定立替納付者の指定の要件（手続特例法施行規則新第 39 条の 4）

手続特例法新第 15 条の 3 第 1 項が規定する「特許料等又は手数料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に遂行するに足る財産的基礎を有することその他の経済産業省令で定める要件」に基づき、指定立替納付者の指定の要件を規定する。

#### (2) 指定立替納付者に係る規定の整備（手続特例法施行規則新第 39 条の 5 から第 40 条の 3 まで）

指定立替納付者の指定の申請・取消しや、返還の手続等の必要な規定を整備する。

### 3. 国際出願法新第 18 の 2 に係る規定の整備

改正法により、国際出願関連手数料の減免規定として特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和 53 年法律第 30 号。以下「国際出願法」という。）第 18 条の 2 を新設したことに伴い、整備政令によって特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和 53 年政令第 291 号）を改正し、減免対象者や減免申請手続を規定した。

これを受け、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和 53 年通商産業省令第 34 号。以下「国際出願法施行規則」という。）について所要の改正を行う。

#### (1) 手数料軽減申請書の様式及び添付書面（国際出願法施行規則新第 84 条及び新第 85 条）

国際出願関連手数料の手数料軽減申請書の様式を規定するとともに、申請人が減免対象者に該当する者であることを証する書面として添付しなければならない書面を規定する。

#### (2) 手数料の一部返還規定の整備（国際出願法施行規則第 36 条の 2 及び第 50 条）

国際出願関連手数料の一部返還について、新たな軽減率を踏まえた返還額を規定する。

#### (3) 共有に係る場合の持分の導入に伴う規定の整備（国際出願法施行規則第 36 条の 2 及び第 50 条並びに新第 83 条）

国際出願関連手数料に共有に係る場合の持分を導入することに伴い、持分がある場合における手数料の一部返還額や様式への記載事項等を規定する。

### 4. その他

上記 1. ～ 3. の改正に伴う必要な規定の整備を行う。

### **Ⅲ. 公布日及び施行期日**

公布日　：平成31年2月12日

施行期日：不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成31年4月1日）